

第17回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和6年10月25日(金) 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町役場2階中会議室2

出席 農業委員 出席 7名 欠席 2名
× 1番 藤原 健祐 ○ 2番 田村 和弘
○ 3番 森田 有紀 ○ 4番 氏原 延
○ 5番 田村 公史 × 6番 澤村 重隆
○ 7番 横畠 悦子 ○ 8番 藤田 省三
○ 9番 北添 正男

農地利用最適化推進委員 出席 10名 欠席 3名
○田村 幸生 ○味元 健清 ○田村 菅幸
×森 正彦 ○永田 和道 ○邑田 昌平
×中村 修 ○岡村 建介 ○山口 修二
×伊藤 洋章 ○田村 泰富 ○岩佐 誠志
○北添 秀紀

事務局 事務局長： 藤本 雅徳
係長： 前田 紗歩 会計年度任用職員： 大原 彰子

日程 第1 開 会
第2 議事録署名委員選任
第3 報 告
第4 議 事
第1号議案 農地法第3条に関する件
第2号議案 農地法第5条に関する件
第3号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件
第5 そ の 他
第6 閉 会

会長・・・・・・・・定刻となりましたので、これより第17回農業委員会定例総会を開催します。

本日は1番藤原健祐委員、6番澤村重隆委員、農地利用最適化推進委員の森 正彦委員、中村 修委員、伊藤洋章委員から欠席の連絡が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第2．議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、8番藤田省三委員と、2番田村和弘委員を指名します。

つづきまして、日程第3．報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

藤本局長・・・・・・・・ それでは、日程第3．報告事項につきまして、報告します。

報告事項1．本月中の会議と主たる処理事項につきましては、2日にサポートシステム操作支援等巡回訪問が役場において実施され、事務局から私、藤本と前田係長が参加しました。こちらに関しましては、高知県農業会議の方にお越しいただき、農業委員会サポートシステムで地域計画の策定に必要な目標地図の素案を作成するための作業を、実際にパソコンを操作しながら教えていただきました。

3日には、認定農業者の再認定に関する面談が役場において開催され、事務局から私、藤本が出席しました。こちらに関しましては、対象がニラ農家です。

16日には、令和6年度農業委員会全員研修会が役場においてオンラインで開催され、事務局から私、藤本が参加しました。こちらに関しましては、農業委員会を巡る情勢や地域計画の推進について、その他、高知県の新規就農者の現状や支援策、農地中間管理事業に関する説明の後、農業委員会からの活動事例報告として、北添会長から佐川町農業委員会の活動実績報告の取組やタブレットを使用した一筆調査に関する報告をして頂きました。なお、委員の参加者は7名でした。

23日には、農用地利用集積等促進計画の権限委譲に関する協議が役場において開催され、事務局から私、藤本と前田係長が出席しました。こちらに関しましては、来年4月から変更となる利用権設定の事務手続等につきまして、県の農業担い手支援課を交え、副町長や産業振興課の課長、担当係長と話し合いました。

25日が、本日の総会となっています。

また、今後の予定としましては、31日に、土佐市複合文化施設つな一でにおいて、農地中間管理事業ブロック別説明会が開催され、事務局から私、藤本と前田係長が出席する予定です。

つづきまして、報告事項２．賃貸借解約届１件について報告します。

貸し手が[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番。地目が田で、面積が[]㎡。

解約事由が借受人変更のためで、合意年月日・引渡日とも令和６年１０月５日です。

つづきまして、報告事項３．農地法第３条の３第１項の規定による届出書２件について報告します。なお、届出事由は全て相続となっています。

５３番が、相続人が[]さん。

土地の所在が、[]番。

地目が田で、面積が[]㎡。

届出日は、令和６年９月１７日です。

５４番が、相続人が[]さん。

土地の所在が、[]番 外２９筆。

地目が田が１６筆と畑が１４筆で、合計面積が[]㎡。

届出日は、令和６年１０月４日です。

つづきまして、報告事項４．時効取得１件について報告します。

登記義務者が、[]さん。登記権利者が、[]さん。

土地の所在が、[]番。

地目が畑で、面積が[]㎡。

受付日が令和６年９月１７日で、登記の目的は所有権移転、登記原因日は平成１２年１０月６日です。

以上で報告を終わります。

会長・・・・・・・・ 事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がないようなので、これで報告を終わります。

つづきまして、第１号議案農地法第３条に関する件を議題とします。事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・ それでは、第１号議案農地法第３条に関する件３件について説明します。なお、全て行政書士の[]さんが代理人となっています。

２３番が、譲渡人が[]さん。譲受人が[]さん。

土地の所在が、[]番。地目は田で、面積が[]㎡。

申請の内容は、売買による所有権移転で、価格は１２０万円。反当たりになると約５９９，４００円となります。

24番が、譲渡人が[]さん。譲受人が[]さん。
土地の所在が、[]番[]。地目は畑で、面積が[]㎡。
申請の内容は、贈与による所有権移転です。

25番が、譲渡人が[]さん。譲受人が[]さん。
土地の所在が、[]番[]。地目は畑で、面積が[]㎡。
申請の内容は、贈与による所有権移転です。
以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第1号議案については申請のとおり決定しました。

つづきまして、第2号議案農地法第5条に関する件を議題とします。事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・・・ それでは、第2号議案農地法第5条に関する件1件について説明します。

貸人が[]さん。借人が[]と[]さん。

土地の所在が、[]番[]。

地目が畑で、面積が[]㎡。

転用目的は自己用住宅の建築で、農地区分は10ha以上の集団農地の一角であることから、第1種農地と判断しましたが、周辺に複数の人家があることから例外規定に該当しますので、転用はできます。

説明は以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第2号議案について、許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成全員。よって、第2号議案は許可相当という意見を県知事に送付することに決しました。

つづきまして、第3号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・ それでは、第3号議案 佐川町農用地利用集積計画（10月分）1件につきまして説明します。

貸し手が■■■■さん。借り手が■■■■さん。

土地の所在が、■■■■番。現況地目は畑で、面積が■■■■㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃は20,000円。反当たりになると16,528円となります。作付け予定は施設ニラで、設定期間が令和6年11月1日から令和16年11月30日までの10年1ヶ月間です。

説明は以上です。

会長・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第3号議案につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成全員。よって、第3号議案につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

その他に移ります。事務局の説明を求めます。

藤本局長・・・・・・・・ その他について、4点ほどお伝えいたします。

まず1点目としまして、令和6年度一筆調査結果についてです。

現在、皆さんから返ってきた調査結果を農家台帳システムへ入力中で、その途中経過を10月21日時点の入力結果を議案書に記載しています。

また来月にも結果を記載する予定なので、ご覧いただけたらと思います。

2点目は先進地視察研修についてです。

現在、来月の視察研修に参加される予定となっております委員さんは、藤原健祐委員、氏原延委員、澤村重隆委員、横畠悦子委員、北添会長、田村幸生委員、味元健清委員、邑田昌平委員、山口修二委員、伊藤洋章委員、岩佐誠志委員の11人の委員さんと、事務局から私、藤本と前田係長の合計13人で黒岩観光に申込をしています。どうしても都合がつかず欠席される場合は、11月10日までにご連絡をお願いします。ま

た、今回の視察研修先へ質問したいことがある場合は、１０月末までに事務局までご連絡ください。

３点目は非農地判断についてです。

以前からお話ししていましたように、一筆調査で判明した再生困難な農地、赤色で塗っていただいている非農地相当の農地につきましては、３人以上の委員に再度非農地相当の農地であることを確認していただいた上で、農地台帳を整理し、あわせて所有者等をはじめ県、町、法務局等の関係機関に非農地通知書を発送することになっています。

今回、この非農地判断の取組を恒常的に続けていくための第一歩として、まずは峰の３筆から始めていくよう、本会議に上げさせて頂きました。

この３筆の他にもたくさん、再生利用が困難な農地はありますが、今回の一筆調査の際にタブレットで写真を撮っていただいたものを利用させて頂くことが可能となったこと、また、昨年度に、峰から始めようという検討がなされていたこと、こういったことから峰を選択させて頂きました。

なお、この取組を順次進めていくことによりまして、来年の一筆調査の際の調査対象農地が少しでも減ることになりますので、来年以降、この業務を継続して遂行していけるよう、努めていきたいと考えております。

それでは、添付資料をご覧ください。今回の対象地３筆の写真があります。この写真を見て頂き、皆様のご意見が非農地相当であれば、次の事務処理に移りたいと思いますので、ご判断をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

４点目は貸付希望の申出についてです。

１０月７日に窓口に来庁され申出がありました。

農地は全て■■■■地区の山田にあり、全６筆、合計５反７畝程あります。

貸付希望期間と条件は、特に言われておりませんでした。

■■■■地区の委員さんだけではなく、全委員さんをお願いしたのですが、借りてくれる人がいれば事務局までご連絡ください。

また、もう一件は、１０月１７日に電話で申出がありました。

農地は全て■■■■地区の■■■■にあり、全１０筆、合計７反６畝程あります。

貸付希望期間は聞いておりませんが、出来れば有償で貸したいとのことでした。

こちらの件も、■■■■地区の委員さんだけではなく、全委員さんをお願いしたいのですが、借りてくれる人がいれば事務局までご連絡ください。

私からは以上です。

前田係長・・・・・・ 私からは５点目と６点目について説明します。

5点目は、令和7年度からの申請メ切日についてです。

現在は12月以外は毎月10日締めですが、月によっては申請メ切日から総会開催日までの日数が短く、委員の皆様の調査期間を最低でも1週間確保することが難しい月があります。そのため、令和7年からは今の申請メ切日を変更し、毎月5日締めか、毎月末締めかを考えています。皆様のご意見はいかがでしょうか？

6点目は、農業者年金の加入推進に関するアンケートについてです。

高知県農業会議より、農業者年金の加入者を増やしていくために、政策支援対象とならない者の通常加入の保険料納付下限額の引き下げについてや制度改正、運用改善に関する現場のニーズを把握したいということで、アンケートの依頼が来ています。

皆様のご意見はありますか？

私からは以上です。

会長・・・・・・・・・・ その他、特にないようなので、これで第17回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。

次の定例総会は、11月25日 月曜日 午後1時半から、佐川町役場2階大会議室で行いますのでご注意ください。